

村小入用帳にみる幕末期下小坂村幕府領の財政状況

池 田 治 司

はじめに

昨年本誌第九号において、当館所蔵の河内国若江郡御厨村加藤家文書に含まれる「河州若江郡下小坂村諸願要用留帳」^{〔1〕}によって、幕末期の下小坂村幕府領の状況を見た。

この史料には嘉永七（一八五四）年から慶応四年（一八六八）までの村政記録が記されているが、隣村御厨村の加藤家に下小坂村関係の史料が残ったのは、前稿でも記したとおり、この時期に御厨村庄屋勘左衛門が下小坂村の取締・兼帯庄屋を務めていたことによる。御厨村も同じく幕府領であり、同村の村小入用帳を見ると、この期間の支配関係も嘉永七年から安政二年（一八五五）までは大津御役所、それ以降から慶応年間までは信楽御役所と共通している。庄屋喜右衛門の入牢吟味中であった嘉永七年五月に、年寄善右衛門が家出し、御用や村

用共に支障が出来て村方不取締ともなるので、喜右衛門・善右衛門の身分落着まで最寄りの御厨村庄屋勘左衛門に取締庄屋を仰せ付けられたという経緯はあるものの、下小坂村の隣村で支配関係が共通していたことも庄屋兼帯の一つの要因であったと考えられる。

前稿で触れたとおり、この時期の下小坂村は村内の旗本石丸鈔太郎知行所（西方）と幕府領（東方）との相給であったが、経済的困窮によつて幕府領の高持百姓は所持の田畑を石丸氏知行所の百姓へ譲り渡し、代官支配の幕府領には高持百姓の数が減少していった。また、年によつては臨時諸入用も多く、既に持高の少ない百姓の高割りにするから、それぞれの高持百姓がさらに困窮していった。^{〔2〕}これは、藤井定義氏が近世後期の下小坂村東方の石丸氏知行所に関して、「下小坂村の財政状態を考えると、それほど苦しいものではなかったように推察

される。」⁽³⁾としているのとは対照的であるが、それは村入用の分析から導かれた結論であり、その対照性をより客観的に検証するために、本稿では幕末期下小坂村幕府領の村小入用帳を資料として、「河州若江郡下小坂村諸願要用留帳」に見られる状況を傍証するとともに、藤井定義氏の論考をもとに、同村私領地等との比較を行いたいと思う。

一 下小坂村幕府領の村小入用帳

児玉幸多氏によれば、「村の財政を知るには村小入用帳が最も適切で、村としての一年間の支出は凡て計上されている」とい⁽⁴⁾。また、菅原憲二氏は、「村入用帳は、一年間（あるいは半年間）毎の、その村として支出された諸経費を書上げ集計し、その割賦について記した、いわば決算書である」とし、「現実に村入用帳として残っているのは領主に差出されたものの控、あるいはそれと何らかの関連を有しているものである」と記している。この場合、村入用とは村を通じて割賦された年貢以外の農民負担と考えられている⁽⁵⁾。

河内国若江郡御厨村加藤家文書に含まれる下小坂村の村小入用帳は、嘉永七年（一八五四）～文久四年（一八六四）・慶応二年（一八六六）各年作成の二冊があり、それぞれ前年の村入用をまとめたもので、高持百姓及び村方三役の捺印をもって支配代官所へ提出した控えて、綴じ目には代官所の割印がある。そして、年毎に五人組帳・家数人別増減帳・宗門御改寺請人別帳とあわせて袋に収納した状態で

残っていた。

上杉允彦氏は村入用の運用に関して、「まず村名主の手元で名主の自費の立替えて一定の村入用の支出が行われて村入用覚帳が記される。次にそれにもとずいて七月に集計が行われ、秋から夫銭の割付が行われ夫銭割付帳が作成され取立てが行われ、年末に夫銭取立帳が作成されこれで一応事務は終るが、さらにその収支の結果を翌年正月までに村入用帳に記して割付農民の印を得た後、領主（天領は代官所）に提出して承認を求め手続きが残っている」と説明しており⁽⁶⁾、下小坂村の村小入用帳は、最終的に領主に提出して承認を受けた入用帳の控えと考えられる。つまり、決算書としての意味を持つもので、支出や割付過程についてはこの帳簿には記載がない。

村内高持百姓への割付内容や村方三役立替払の内容の記録については、「支配勘定帳」とい⁽⁷⁾、差出帳ではない村内レベルでの留帳が別にあるが、残存年度にはらつきがあり、村小入用帳の該当年である嘉永六年から慶応元年の間では、安政三～六年、文久二年、元治元年の六冊が残る。そのうち一番早い安政三年は村小入用帳の各費目の合計が、同帳記載数字と九九・八三匁の誤差が出るので保留するとして、例えば、次の安政四年の村小入用帳と支配勘定帳を比較すると表1のようになる。この表の支配勘定帳部分の表記方法は帳簿の形式に準じたので、七月割と極月割に区分している。その極月割は、さらに小計(B)と小計(C)と寄(歩)行給の三つの部分に分けて記載されている。特に同年は異例の入用として、村小入用帳にも記載があるように「築留

表1 安政四年巳年の村小入用と支配勘定

村小入用帳		支配勘定帳			
費目	金額(匁)	七月支配割	金額(匁)	極月支配割	金額(匁)
伊勢代参り例年耆人ツ、	15.00	七月支配立会割	166.24	郡中組合割掛り	263.04
御上納銀掛込入目箱代金直違共	11.80	諸勤化取計	9.24	極月支配立会割	133.47
去ル寅年御国役高掛り銀金直違掛り賃利足共	14.39	築留常例	86.81	御米上乘出勤式人分	4.00
大坂御城内外御修覆竹縄藁代并鉄砲合衆御入用掛り	17.32	分水常例	12.36	同断	4.00
信衆表の御用状持出し人足賃割	24.70	郡中組合割	192.60	築留常例諸入用掛り	60.19
築留七拾七ヶ村榎組立会割	255.70	御国役掛り入用入目金違	14.35	分水同断	4.27
御用達給(多田屋渡し)	18.49	宗旨帳五人組帳入用差引不足	17.80	築留式番樋大破取繕諸入用割	92.07
年中分郷私領方与立会諸入用割	299.71	取締御廻村之節諸入用割掛り	24.33	御米江戸大坂二条納米入用	148.00
年中組合諸入用立会割	215.66	多田屋心付	9.00	御廻初納入用	15.00
築留榎組訴訟方公事入用割	320.54	宗旨納信衆出勤入用	20.00	船賃	81.50
御米津出し之節上乘飯代入用之分	17.44	正月の七月迄口々控物	10.50	上納銀入目箱代共	11.80
城州伊勢田村高石二付耆分五厘ふり替	29.20	鬻家請口シ入用	36.00	上乘飯代	10.93
大坂下宿飯代入用払	20.40	人足酒飯代	25.26	伊勢太夫御供料	6.00
年中筆紙墨并二蠟燭代共	65.50	小計(A)※	624.55	御米酒代	5.00
七月前諸払銀之利足共	34.96			常例	40.00
諸勤化取計口々ノ	9.24			年中紙代	30.00
年中持廻り伏賃ノ	35.50			年中蠟燭代	8.00
年中村方諸入用口々ノ	75.60			出勤料	6.00
年中村方諸人足賃銀ノ	264.16			炭代	7.00
歩行給銀榎守給ノ	120.00			出勤料	6.00
御米三ヶ納入用欠切石代共	198.75			鬻結家屋敷年貢	8.00
右御米川下ヶ之節船賃竹札代共入用	93.60			出勤料	6.00
村小入用合計(Ⅰ)	2,157.66			要用	10.00
				差札八十五石	5.10
				免割鳥代	9.00
				御米差札代	8.50
				米計り免割支配勘定諸入用	46.92
				御番所様ノ差紙式通多田屋飛脚賃	5.30
				米免割支配勘定二付魚代	41.31
				御米納二付仲仕へ心付	18.00
				年中茶代其外心付	30.00
				小計(B)	1,124.94
				築留公事入用皆済銀	252.39
				此利	68.15
				御米三俵小欠代多田屋渡し	15.00
				小計(C)	335.54
				(A)+(B)+(C)	2,085.03
				寄(歩)行給	89.00
				支配勘定合計(Ⅱ)	2,174.03
				(Ⅰ)-(Ⅱ)	-16.37

※七月支配割勘定を単純に合計すると、624.49匁となり、支配勘定帳記載の624.55匁と6厘の誤差が出る。

樋組訴訟公事入用」が三二〇匁五分四厘かかつており、これらの臨時入用が支配勘定帳の極月支配割に別計上（小計C）されている。最終的に、同年は村小入用帳の合計額が支配勘定帳の合計額より一六匁三分七厘だけ少なくなっている。このような村入用額の両帳間の誤差は、差出帳と留帳という帳簿用途の違いによるものと考えられる。以上、過去の業績に照らして、下小坂村の財政運用について概要を述べた。

いずれにせよ、今回は村小入用帳を基本にして財政状況を見ていきたい。まず、サンプルとして、嘉永六年の村小入用帳（嘉永七年三月作成）を示しておく。

村小入用高掛り

- 一 銀拾五匁
- 一 同七匁五分
- 一 同三拾四匁式分五厘
- 一 同七匁壹分九厘
- 一 同貳拾壹匁式分
- 一 同百三拾壹匁四分九厘
- 一 同六拾貳匁三分式厘
- 一 同三百五匁壹分八厘

伊勢代参り例年壹人ツ、

御上納銀掛ケ賃并二金直違共

去ル戌年御国役高掛り并二金直違掛ケ

賃利足共

大坂御城内外御修覆竹縄藁代并鉄砲合

薬御入用掛り

御陣屋御入用丑正月々同十二月迄

築留七拾五ヶ村用水樋組立会割

村々用水合樋一件二付諸入用割

同村分郷年中諸入用立会割

一 同三百三拾貳匁九分八厘

年中組合諸入用立会割

一 同貳百廿壹匁九分

御検見二付諸入用割

一 同百拾九匁七分四厘

去々子年御城米納入用

一 同五拾九匁九分三厘

大津下宿酒飯料

一 同九拾匁五分

大坂下宿伏見船賃登り下り飯代共

一 同六拾五匁

年中筆紙墨并二らうそく代共

一 同貳拾六匁七分五厘

七月前諸払銀之利足

一 同拾三匁八分六厘

諸勸化取計口々々

一 同拾壹匁五分

年中持廻り伏賃々

一 同三百壹匁六分八厘

年中村方諸入用口々々

一 同貳百拾八匁五厘

年中村方諸人足賃銀々

一 同百貳拾匁

寄行給樋守給銀共

一 同八拾匁

古借利足

高壹石二付

拾壹匁五分三厘七毛内

高百九拾四石六斗九升壹号

高壹石二付

外二

壹升宛

壹石九斗四升六号九勺

庄屋役料

善右衛門 印

喜右衛門 印

儀兵衛 印

喜左衛門	印	河州若江郡下小坂村
鉄治郎	印	見習庄屋
久右衛門	印	鉄治郎
浄雲寺	印	印
喜左郎	印	年寄
小登	印	
吉兵衛	印	
清治郎	印	
丑松	印	
与助	印	
嘉右衛門	印	
作右衛門	印	
益治郎	印	
忠右衛門	印	
六左衛門	印	
傳助	印	
政吉	印	
徳蔵	印	

嘉永七寅年三月	善右衛門	印
	庄屋	
	喜右衛門	印
大津		
御役所		

このように、高掛りとなる各入用額・入用費目が列記され、その合計の後に壱石九斗四升六号九勺の庄屋役料が別計上してある。そして高割りした村内百姓と村方三役の氏名と捺印が続く。

二 下小坂村石丸氏知行所（私領）との比較

各年度の村小入用帳の明細をまとめると、表2のようになる。そして、注(3)で示した藤井定義氏の論文によつて、下小坂村石丸氏知行所との各年度の村入用総額及び高一石あたりの入用割額を比較すると表3のようになる。慶応元年に急に入用額が上がっているのは、藤井定義氏によれば、インフレーションによると述べられている。

これを見ると、慶応元年を除いてわずか一年間に、私領方の高一石あたりの村入用が約四匁から一四匁という幅があるのに対し、幕府領は毎年一〇匁以上で推移している。百姓の持高が少ないとはいえ、比較的幕府領の入用負担率が高かったことが、この表から読み取れるのである。また、前稿の注でも記したとおり、「家数人別増減帳」に

表2 幕末期河内国若江郡下小坂村小入用一覽 (單位：匁)

作成年	嘉永7年	安政2年	安政3年	安政4年	安政5年	安政6年	安政7年	万延2年	文久2年	文久3年	文久4年	慶應2年
伊勢代参り例年巻入ノ、	15.00	15.00	15.00	15.00	15.00	15.00	15.00	15.00	15.00	15.00	15.00	15.00
御上納銀掛ノ實并二金直違共	7.50	9.93	8.85	2.40	11.80	14.30	13.63	10.42	11.92	31.61	105.51	117.21
御御役高掛り并二金直違掛ノ 實利足共	34.25	25.21	68.19	32.13	14.39	52.52	15.81	19.12	29.02	66.16	54.08	22.39
大坂御城内外御修覆竹鴫葺代 并鉄砲合築御入用掛り	7.19	14.75	19.20	16.15	17.32	50.14	48.05	42.49	12.42	15.47		
守口宿加助郷被仰候而人足 差出り候節人足實先人											153.34	3,117.01
牢屋并人足實割掛り、御陣屋 御入用	21.20	66.52	21.76	23.40	24.70	25.15	27.90	24.92	24.25	26.62	31.57	49.47
築留用水樋組立会割	131.49	142.53	263.83	335.90	255.70	262.23	260.67	284.60	295.78	368.54	336.45	911.77
村々用水合樋一件二付諸入用割	62.32	45.24	108.15	75.22								
御用達給多田屋膳右衛門渡し					18.49	19.49	19.49	19.49	19.49	19.49	19.49	29.19
同村分郷年中諸入用立会割	305.18	313.83	432.37	817.15	299.71	324.59	231.06	452.04	476.02	266.64		
年中御私領立会并堰伏越取繕 普請入用割											821.67	1,061.46
出水二付堤普請取繕所入用入 足割共								311.51				
年中組合諸入用立会割	332.98	322.16	276.72	308.78	215.66	271.47	284.57	290.94	365.12	376.56	334.46	727.20
御検見二付諸入用割	221.90											
早燧二而御破免御検見入奉願						205.37						
上候二付諸入用口々ノ												
大地震二而步行井非入番家漬 家建替二付材木諸入用		227.20										
大地震二而郷蔵及大破候二付 繕普請二付大工手匠實材木釘 代共入用 (御破免御検見入奉 願上候二付諸入用口々ノ)			195.51									
年中諸入用銀口々ノ高之分								91.93				
年中井路淺入足錢ノ高諸入用 之分								295.35				
築留樋組新設方公事入用割					320.54							
郷蔵繕普請二付諸入用口々ノ						64.60						

村小入用帳にみる幕末期下小坂村幕府領の財政状況

作成年	嘉永7年	安政2年	安政3年	安政4年	安政5年	安政6年	安政7年	万延2年	文久2年	文久3年	文久4年	慶応2年
該当年	嘉永6年	安政元年	安政2年	安政3年	安政4年	安政5年	安政6年	安政7年	万延2年	文久2年	文久3年	慶応元年
無高宇兵衛清八名目銀掛り諸 入用致家出候付諸掛りの分并 定右衛門死跡名前取計入用共							162.13					
御城米納入用	119.74	28.13										
御米里出之筋上乗飯代入用之分			22.32	11.30	17.44	18.73	18.50	16.50	40.37	40.50	39.50	41.43
早懸二付田方水溜込入足賃雨 乞随時入用口々々々			248.66	215.76								
城州伊勢田村高石二付老分五厘及び替 御米三ヶ所納入用先入銀高差 引不足					29.20	57.25	36.02	16.48	51.32	22.12	234.64	199.28
大津下宿酒飯料	59.93	26.20										
大坂他下宿飯代入用払			18.50	19.40	20.40	24.50	51.50	125.60	121.29	61.30	15.50	321.05
大坂下宿伏見船賃登り下り飯 代共	90.50	35.50										
年中筆紙墨井二らうそく代共	65.00	65.00	65.00	65.00	65.50	65.50	65.50	65.50	65.00	65.00	65.00	100.00
七月前諸払銀之利足	26.75	15.20	22.13	35.42	34.96	75.26	62.12	75.72	73.50	32.63	46.10	115.50
諸勤化取計口々々々	13.86	13.86	7.47	7.50	9.24	9.24	9.24	9.24	9.24	10.38	15.45	22.50
年中持廻り伏賃々々	11.50	10.60	19.65	33.90	35.50	34.50	32.40	43.60	44.10	38.72	104.41	256.30
年中村方諸入用口々々々	301.68	74.72	136.83	61.50	75.60	78.90	75.62	225.70	111.44	97.40	294.30	998.65
年中村方諸入足賃銀々々	218.05	264.78	311.30	255.27	264.16	385.60	200.36	350.44	195.67	194.70	256.40	406.78
当村無高かゝ致水死候二付諸 入用口々々々之内書面之銀与内 いたし候分								194.69				
歩行給糧守給銀共	120.00	120.00	120.00	120.00	120.00	120.00	120.00	120.00	120.00	120.00	150.00	250.00
古借利足	80.00											
御米三ヶ所納入用欠切石代共 (先入銀)		261.85	122.83	71.70	198.75	203.80	204.20	133.00	236.00	240.80	288.40	328.10
御米船賃竹札代共		93.23	56.70	25.12	93.60	97.52	89.50	51.50	89.43	94.65	123.16	235.41
合計	2,246.02	2,191.44	2,560.97	※2853.2	2,157.66	2,270.29	3,285.27	3,285.78	2,406.38	2,204.29	3,504.43	9,325.70
高1石につき入用割	11.537	11.256	13.154	14.655	11.082	11.661	10.495	16.877	12.360	11.322	18.000	47.900
他、庄屋役料【単位：石】	1.9469	1.9469	1.9469	1.9469	1.9469	1.9469	1.9469	1.9469	1.9469	1.9469	1.9469	1.9469

※安政3辰年の村小入用の各費目を合算すると2753.37匁となり、村小入用帳記載の2853.2匁と99.83匁の誤差が出る。

載る村高の内訳は、安政三年から安政七年までは、居村百姓六八・三五二石、寺持一・八一九石、出作百姓一二四・五二石であったが、万延二年から慶応二年までは居村百姓四八・三五三石、寺持〇・四六八石、出作百姓一四五・八七石となっており、出作高の比率がかなり高い。もちろん注(2)で記した小若江村象之助や御厨村太左衛門など隣村の入作百姓も入用を負担していることは、支配勘定帳によって明らかである。

一方、村民の経済的負担は入用だけでなく、年貢の税率も勘案する必要がある。加藤家文書には下小坂村の税率がわかる史料は少ないながらも、免割勘定帳が残っている⁽⁸⁾ので、それをもとにして取米と税率の比較を表4にまとめた。なお、私領と幕府領の石高は、前稿でも記したとおり、それぞれ石丸氏知行所(私領)は四八〇石一斗七升七合、幕府領は一九四石六斗九升一合である。この表を見ると、定免の税率が四一・三%と四二・六%であり、私領と幕府領で大きな差は見られないが、幕府領の方が若干高い。

次に村入用の費目レベルでの比較については、支配関係の違いによるものか、あるいは藤井定義氏の論文の基礎資料が村小入用帳ではないからか、入用費目の厳密な対照は困難である。その中でわずかに同定できる費目を上げると、下小坂村小入用帳の①「築留用水樋組立会割」②「御国役高掛り」③「同村分郷年中諸入用立会割」が、それぞれ藤井定義氏の論文の「築留分水取水引取入用割」「御国役銀」「郷割」になると考えられる。①は藤井定義氏の論文にも解説があるよう

に、大和川から農業用水を引くに際しての分担経費で、下郷になるほど水勢が弱く水量が減るので、負担も下郷に至るほど少ない⁽¹⁰⁾。②は大川筋の修復にかかる入用割であり、③は内容が不明であるが、下小坂村の私領と幕府領の立会で割賦される経費と考えられる。この三種類の費目について、比較対照したものが、表5である。ここからわかることは、①「築留用水樋組立会割」②「御国役高掛り」は、概ね各々の村高の割合に応じた入用額になっているが、③「同村分郷年中諸入用立会割」は、分郷の立会割というものの、ほとんど規則性がない。しかし、内容が不明であり、それぞれの入用比率の高低は何とも判じがたい。単純に村高からすれば、私領は幕府領のほぼ二倍半に上ることから、幕府領の比率が高いと言える。

三 隣村御厨村との比較

次に兼帯庄屋勘左衛門の本村で下小坂村の北にある隣村御厨村とも若干の比較をしておきたい。御厨村は、前記のとおり幕府領で、村高一、二一四石六斗七升九合の大村である。村内は東部の堤方と西部の奥方に別れ、勘左衛門は奥方の庄屋で、安政四年(一八五七)には、信楽御役所支配の河内国南方五郡(若江郡・渋川郡・志紀郡・丹南郡・丹北郡)の江戸廻米納名主惣代として江戸へ赴く大役に任じられている有力者であった。また、今回の下小坂村小入用帳で取り扱う嘉永六年から慶応元年までの期間で御厨村の定免の取米を調べると、四

表3 幕末期下小坂村私領と幕府領の村入用額の比較(単位: 匁)

	私領方の村入用		幕府領の村入用	
	総額	高1石につき入用割	総額	高1石につき入用割
嘉永6年	2,847.50	5.930	2,246.02	11.537
安政元年	2,494.05	5.194	2,191.44	11.256
安政2年	2,148.38	4.474	2,560.97	13.154
安政3年	4,579.34	9.537	2,853.20	14.655
安政4年	3,644.44	7.590	2,157.66	11.082
安政5年	6,676.43	13.904	2,270.29	11.661
安政6年	4,915.35	10.237	2,043.27	10.495
安政7年	2,406.86	5.012	3,285.78	16.877
万延2年	6,680.39	13.912	2,406.38	12.360
文久2年	5,837.50	12.157	2,204.29	11.322
文久3年	6,905.99	14.382	3,504.43	18.000
慶応元年	16,278.38	33.901	9,325.70	47.900

表4 幕末期下小坂村私領と幕府領の税率比較

	私領方		幕府領	
	取米(石)	税率	取米(石)	税率
嘉永4年	198.2667	41.3%	82.952	42.6%
嘉永6年	118.2667	24.6%		
安政元年	198.2667	41.3%		
安政2年	158.2667	33.0%		
安政3年	143.2667	29.8%	23.275	12.0%
安政4年	198.2667	41.3%	82.998	42.6%
安政5年	198.2667	41.3%	82.998	42.6%
安政6年	198.2667	41.3%	82.998	42.6%
安政7年	175.2667	36.5%		
万延2年	198.2667	41.3%		
文久2年	195.0667	40.6%		
文久3年	198.2667	41.3%	82.999	42.6%
慶応元年	198.2667	41.3%	70.554	36.2%

※空欄は史料がないため不明。

表5 下小坂村幕府領と私領の費目レベルでの入用比較(単位: 匁)

	築留用水樋組立会割		御国役高掛り		同村分郷年中諸入用立会割	
	私領	幕府領	私領	幕府領	私領	幕府領
嘉永6年	324.15	131.49	90.08	34.25	505.68	305.18
安政元年	476.38	142.53	65.57	25.21	283.79	313.83
安政2年	383.96	263.83	165.53	68.19	238.28	432.37
安政3年	376.79	335.90	128.90	32.13	298.92	817.15
安政4年	394.12	255.70	38.10	14.39	282.62	299.71
安政5年	468.80	262.23	131.06	52.52	808.18	324.59
安政6年	512.72	260.67	64.98	15.81	471.09	231.06
安政7年	563.30	284.60	48.52	19.12	502.26	452.04
万延2年	713.72	295.78	74.74	29.02	231.23	476.02
文久2年	606.24	368.54	160.73	66.16	385.17	266.64
文久3年	820.21	336.45	138.55	54.08	643.99	
慶応元年	2,161.05	911.77	60.99	22.39	2,294.91	

※空欄は史料がないため不明。

表6 幕末期御厨村奥方と下小坂村幕府領の村入用額の比較(単位: 匁)

	御厨村奥方の村入用		下小坂村幕府領の村入用	
	総額	高1石につき入用割	総額	高1石につき入用割
嘉永6年	3,801.10	8.255	2,246.02	11.537
安政元年	3,842.55	8.345	2,191.44	11.256
安政2年	4,390.96	9.536	2,560.97	13.154
安政3年	3,993.37	8.688	2,853.20	14.655
安政4年	4,118.39	8.960	2,157.66	11.082
安政5年	4,071.66	8.840	2,270.29	11.661
安政6年	4,019.65	8.730	2,043.27	10.495
安政7年			3,285.78	16.877
万延2年			2,406.38	12.360
文久2年	6,118.54	13.410	2,204.29	11.322
文久3年	8,964.27	19.650	3,504.43	18.000
慶応元年			9,325.70	47.900

※空欄は史料がないため不明。

四六・五石⁽¹⁾で、村高で割ると三六・八%の税率になる。また、下小坂村の私領と同じく、村入用総額及び高一石あたりの入用割額を比較すると表6のようになる⁽²⁾。なお、御厨村奥方の毛付高は約四六〇石で、下小坂村の私領方と同規模である。

これを見ると、下小坂村私領方との比較の場合より鮮明に、下小坂村幕府領の入用負担率が高いことがわかる。

御厨村との比較の例示として、安政四年の同村小入用帳の明細を表7にまとめておく⁽³⁾。これを表1の下小坂村幕府領の村小入用帳の各項目と対照すると、御厨村奥方との費目レベルでの比較がある程度可能である。そこで、表1の「築留七拾七ヶ村樋組立会割」(二五五・七匁)を表7の「年中楠根川組常例浚入用七ヶ村割」(一一〇・三匁)に、表1の「年中分郷私領方与立会諸入用割」(二九九・七一匁)を表7の「両株立会地借井路道年貢并出水之節土俵縄其外諸入用共」(一九一・三匁)に比定したとすれば、この二費目が村高に比して下小坂村幕府領の負担額が飛び抜けて高い。このうち前者は、農業用水を得るための水利関係費であり、後者にしても部分的に井路保全などの水利関係費を含む。この点からみると、やはり水利関係費の負担が下小坂村幕府領の村入用にとって重かったと言える。

まとめ

以上のような村入用の分析を通じて、次のことが言える。

表7 安政4年御厨村奥方小入用帳明細

入 用 項 目	金額(匁)
御米余米代	164.58
三ヶ所納入用先	302.00
御年貢米大坂迄船賃	95.68
御年貢銀方納入用箱代共	70.19
両株立会地借井路道年貢并出水之節土俵縄其外諸入用共	191.30
御用途給当巳年多田屋篤右衛門渡し	48.58
庄屋壹歩米四石六斗四升六合代	519.35
宗門小入用帳并年中筆紙墨代	45.00
年中御用向罷出候飯代	102.89
年中村方諸買物諸入用口々	75.30
年中楠根川組常例浚入用七ヶ村割	110.30
御国役御城内竹縄藁代御鉄砲合薬并禁裏御所入用共	158.68
信楽表の御廻状持出し人足賃割	61.69
小走給米壹石五斗六升麦壹石五斗六升代	261.60
非人番給米壹石貳斗五升麦壹石貳斗五升代	212.50
年中盲人浪人もの虚無僧出銭料共	32.60
所々用水溜井堰入用樋橋取繕入用	175.12
洪水之節昼夜見回り人足賃其外諸色二遣ひ候人足并夜廻り状継立賃共	527.21
松原宿助郷定例弁銭并御目付様御老中様御通行入用	267.90
領内水請堤并野通ひ道取繕ひ普請入用	113.33
年中組合郡中入用掛り并御検見入用割共	513.64
城州伊勢田村江高石二付壹分五厘ふり替	68.95
合 計	4,118.39

まず一つは、高一石あたりの村入用について下小坂村私領地と隣村の幕府領である御厨村との比較を行った結果、下小坂村幕府領の負担率が比較的高かったこと。

二つめに、村の経済的負担という意味では年貢の税率も重要な要素で、同じく下小坂村私領地と隣村の幕府領である御厨村との比較を行った結果、やはり下小坂村幕府領の税率が比較的高かった。

三つめに、下小坂村幕府領村高の七割以上が、村内私領も含めた他村よりの入作によって占められている。村内百姓にとつては、組合割などの他村を含めた立会割を行う場合に、村高割になると、実際の身の丈以上の高率で入用を負担しなければならなかったと考えられる。

四つめに、大和川の築留から用水を引いており、取水樋から三里余りの川下にあたり、早損の土地であることが最大の要因であろうと思ふが、隣村の大村御厨村の村入用とくらべても、水利関係費の負担が非常に重かった。

村入用の観点から見ると、以上の四点が村内衰退の要因となつたと考えるのではないだろうか。

注

- (1) 拙稿「諸願要用留帳にみる幕末期下小坂村の状況」(『大阪商業大学商業史博物館紀要』第九号、平成一〇年)
- (2) これは、「河州若江郡下小坂村諸願要用留帳」に載る嘉永七年「乍恐以書付奉願上候」の「近來高持百姓困窮仕候二付而者所持之田畑者同

村御私領方百姓江讓渡當御支配所二者高持無數様相成何共歎ケ敷奉存對二当年者臨時之諸入用茂多分二相懸り候次第二茂御座候二付而者小高之村方高割二いたし候八、高持共大二難渋仕候」や、安政二年「乍恐以書付御歎願奉申上候」の「当村方八年々小百姓共困窮仕候二付而自ら所持之御田畑御私領方へ譲り渡し候故高持百姓迎も無數漸御高六拾七石式斗式升八合残高九拾石九合八同村御私領方百姓入作与相成尚残三拾七石四斗五升四合小若江村象之助御厨村太左衛門兩人入作与相成候体之儀二而纒之居村之持高二而難渋仕候儀二御座候」などの記述に表れている。

- (3) 藤井定義「近世後期における村入用——河州若江郡下小坂村の場合——」(『歴史研究』第六号) 大阪府立大学歴史研究会、昭和三六年。
- (4) 児玉幸多「近世における村の財政」(日本古文書学会『日本古文書論集』近世・近世の地方・町方文書)、吉川弘文館、一九八七年。
- (5) 菅原憲二「村入用帳の成立——近世村入用の研究・序説——」(日本古文書学会『日本古文書論集』近世・近世の地方・町方文書)、吉川弘文館、一九八七年。福山昭「近世後期畿内村落の村財政」(『ヒストリア』、大阪歴史学会、昭和四六年)。福田光男「近世農村における村入用について——紀州藩を中心にして——」(『鳴戸史学』、鳴戸教育大学、一九九〇年)。
- (6) 上杉允彦「近世村落の自治と村入用」(『史観』早稲田大学史学会、一九六七年)。
- (7) 安政二年「乍恐以書付御歎願奉申上候」に、村高一九四石六斗九升一合のうち、村内百姓の持高は六七石二斗二升八合で、残りは九〇石九合が同村私領方の、また三七石四斗五升四合は小若江村象之助御厨村太左衛門兩人の入作になっていると記されている。例えば、表1で示した安政四年の支配勘定帳を見ると、割付総額一七四九・四九匁のうち、小若江村象之助は三四二・三三匁、御厨村太左衛門は七五・一九匁を負担し、兩人合わせて割付総額の約二四%に上る。
- (8) 下小坂村の免割勘定帳は安政三〜六年、文久三年、慶応元年の六冊

が残る。

(9) 藤井定義氏は「近世後期における村入用―河州若江郡下小坂村の場合―」の作成にあたり、「河内四ヶ村御勘定帳」「免割諸式入用帳」「下小坂村・中小坂村・木本村御勘定帳」「下小坂村御勘定帳」を利用して

いる。

(10) 『布施町誌』、布施町役場、昭和四年、三三三頁。

(11) 安政四年一月「当巳御年貢米銀納目録免割勘定帳」、文久三年一月「当亥御年貢米銀納目録免割勘定帳」による。

(12) 嘉永七〜安政七年、文久三年、元治元年の御厨村奥方の村小入用帳による。

(13) 表6を見ると、御厨村の場合、下小坂村では別記されていた庄屋役料(庄屋寄歩米)が村小入用総額に含まれている。これが米四・六四六石であり、下小坂村の場合のように村小入用総額からこの銀換算額を除くと、高一石あたりの入用割額は御厨村奥方の村小入用帳記載額よりさらに減ることになる。例えば嘉永六年であれば、村小入用総額から庄屋寄歩米を引くと三三五三・一五匁となり、これを毛付高四六〇・四六一石で割ると、高一石あたりの入用割額約七・〇六匁となる。